

第3章 日常生活圏域

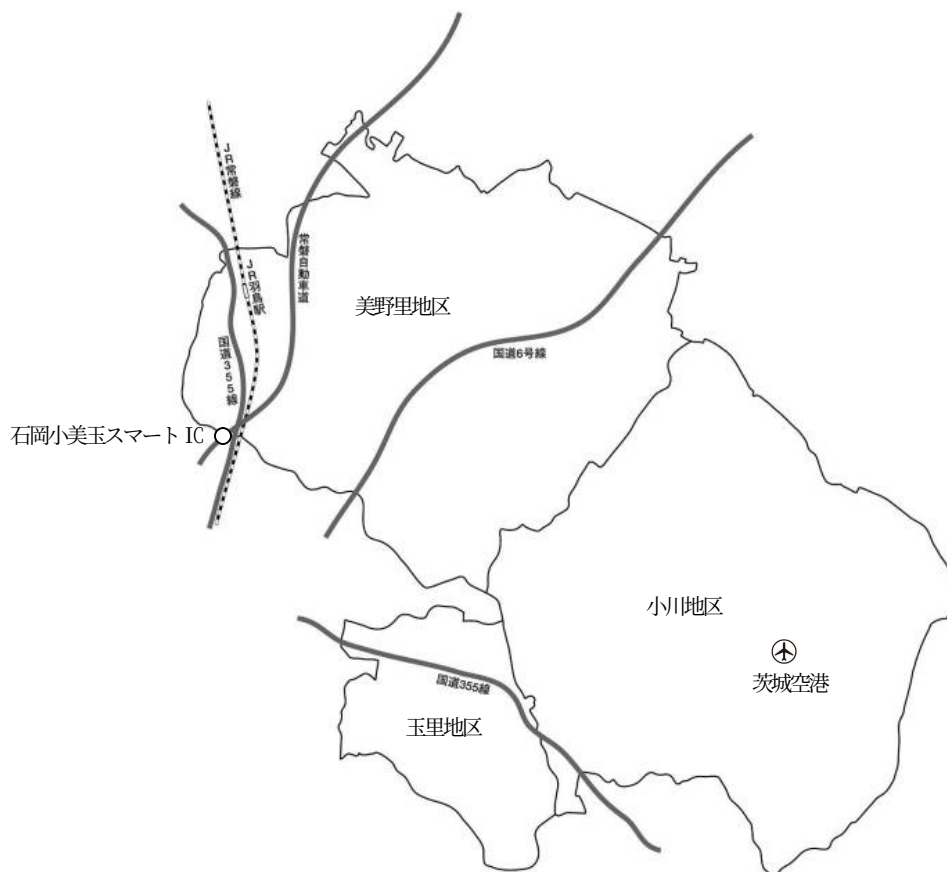
1 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の概要

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況など社会的条件を勘案して決定します。そして圏域ごとに、地域における総合相談の実施、介護予防の推進、包括的・継続的ケアマネジメントの支援を担う中核機関である「地域包括支援センター」を設置しています。

(2) 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域の設定は、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、小川地区、美野里地区、玉里地区の3つの日常生活圏域としています。



(3) 地区ごとの概況

●【面積、人口等】

	小川地区	美野里地区	玉里地区
面積 (ha)	6, 298	6, 190	1, 533
総人口 (人)	18, 725	25, 712	8, 388
高齢者人口 (人)	3, 901	5, 423	1, 931
高齢化率 (%)	21	21	23
独居高齢者世帯数 (世帯)	678	787	412
高齢者世帯数 (世帯)	8, 145	11, 097	3, 992

資料：

●【介護サービスの基盤整備状況】

(単位：か所)

	小川地区	美野里地区	玉里地区
保健センター	小川保健相談センター	四季健康館	玉里保健福祉センター
地域包括支援センター	サブセンター1箇所	委託1ヶ所	直営1ヶ所
社会福祉協議会	支所	支所	本所
介護予防施設 (集会所・公民館等)	1	0	0
認知症対応型共同生活介護	2	2	2
認知症対応型通所介護	0	0	1
小規模多機能型居宅介護施設	1	1	1
小規模特別養護老人ホーム	0	0	1
居宅介護支援事業所	3	4	3
介護 (予防) 訪問介護事業所	2	3	0
介護 (予防) 通所介護事業所	4	5	1
介護 (予防) 通所リハビリ	0	2	1
介護 (予防) 短期宿泊事業所	2	4	1
特別養護老人ホーム	1	3	1
介護老人保健施設	0	1 (1)	1
介護療養型医療施設	1	1	0